

市川三郷町地球温暖化対策実行計画

市 川 三 郷 町

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1. 地球温暖化問題の概要	1
(1) 地球温暖化問題	1
(2) 国際的な動きと我が国の対応	1
2. 実行計画策定の背景	2
第2章 計画に関する基本的事項	3
1. 計画の目的	3
2. 計画の期間	3
(1) 計画期間	3
(2) 計画の基準年	3
3. 計画の対象	3
(1) 対象とする事務・事業	3
(2) 対象とする組織・施設	3
(3) 対象とする温室効果ガス	3
第3章 事務・事業に係る環境負荷の現状（平成18年度基準年の状況）	5
1. 燃料等の使用実績	5
(1) エネルギーの使用状況	5
(2) 自動車の走行距離	6
2. 温室効果ガスの排出状況	7
(1) 温室効果ガスの総排出量	7
(2) 温室効果ガスの総排出量	8
(3) 二酸化炭素の排出状況	9
第4章 温室効果ガスの削減目標	10
1. 温室効果ガスの総排出量に関する目標	10
2. 削減目標の内訳	10
第5章 温暖化防止に向けた取り組み	11
1. 電気使用量の削減に向けた取り組み	11
(1) 購入における配慮	11
(2) 使用における配慮	11

2. 公用車の燃料使用量の削減に向けた取り組み	13
(1) 購入における配慮	13
(2) 使用における配慮	13
3. その他の燃料使用量の削減に向けた取り組み	13
4. 間接的効果のある取り組み	13
(1) 用紙類の使用に関する配慮	14
(2) 文具類の使用に関する配慮	14
(3) その他製品の購入及び廃棄等に関する取り組み	14
(4) 水道水の使用量の削減その他製品の購入及び廃棄等に関する取り組み	14
5. 建築物の設計、維持管理等における取り組み	15
(1) エネルギーの有効利用	15
(2) 周辺環境への配慮	15
(3) 水の使用量の低減	15
(4) 資源の有効利用と廃棄物の減量	15
第6章 実行計画の推進と点検	16
1. 推進体制	16
(1) 地球温暖化対策推進会議	16
(2) 推進員	16
(3) 事務局	17
2. 職員に対する研修等	17
3. 実施状況の点検と公表	17
(参考資料)	18

第1章 計画策定の背景

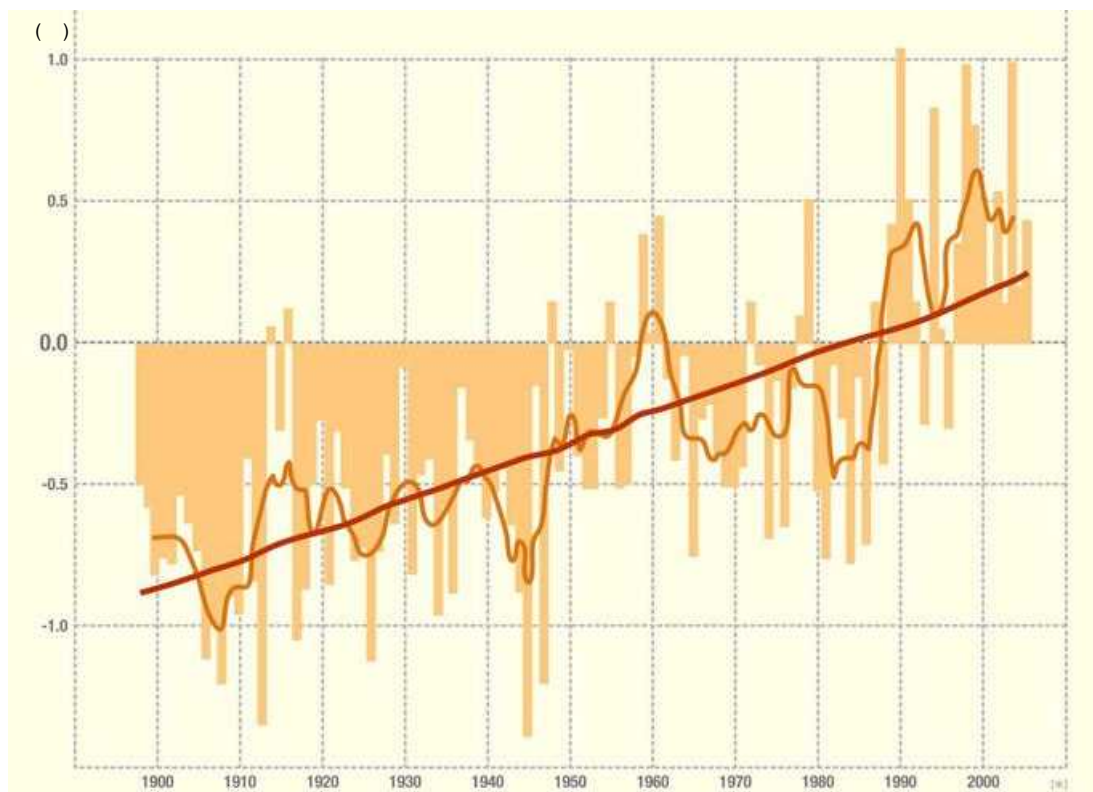
1. 地球温暖化問題の概要

(1) 地球温暖化問題

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

日本における年平均気温の変化（1898年～2006年）



出典 気象庁「気象変動監視レポート2006」

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

(2) 国際的な動きと我が国の対応

地球温暖化防止に関する対策として、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めること

が国際会議で決められ、1997年には、地球温暖化防止京都会議(COP3)が開催され、京都議定書が採択されました。この中で我が国については、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年」の第1約束期間に、1990年レベルから6%削減するとの目標が定められました。

これらの国際的な動きを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「法」といいます。)」が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されました。法では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備する内容となっています。また、地球温暖化対策に関する具体的な取組については、平成10年6月に「地球温暖化対策推進大綱」(旧大綱)が策定され、平成14年3月に新大綱が策定され、その後、京都議定書の発効を受けて、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」が定められました。京都議定書目標達成計画においては、京都議定書で定められた1990年度比6%削減の目標達成に向けた対策の基本的な方針が示されると共に、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する具体的な対策、施策が示され、特に地方公共団体に期待される事項も示されました。

2. 実行計画策定の背景

法第21条第1項に基づき都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下、「実行計画」といいます。)の策定が責務とされています。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条

第二十一条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

第2章 計画に関する基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市川三郷町が自ら行う事務・事業において排出される温室効果ガスを抑制し、地球温暖化の防止を図り、持続可能な経済社会の構築に寄与することを目的とします。

2. 計画の期間

(1) 計画期間

本計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とし、計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(2) 計画の基準年

本計画の基準年は、平成18年度とします。

3. 計画の対象

(1) 対象とする事務・事業

本計画の対象範囲は、市川三郷町役場が行う全ての事務・事業とします。なお、外部委託等により実施する事務・事業は計画の対象外としますが、温室効果ガスの抑制のため、受託者に対してできる限り必要な措置を講ずるように要請するものとします。

(2) 対象とする組織・施設

本計画の対象は、庁舎（支所等を含む）小・中学校、保育所、医療・福祉・文化施設等とします。

ただし、指定管理者制度等により、町以外の者が管理することとなった場合は対象外とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスには、二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン（ HFC ）、パーフルオロカーボン（ PFC ）、六フッ化硫黄（ SF_6 ）があります。

本計画では、その中でも排出量が多い二酸化炭素を中心に、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンを加えた4種類の温室効果ガスを対象とします。

本計画で対象とする温室効果ガスの種類

種 類	活 動 内 容	具 体 例 等
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の使用	自動車用燃料(ガソリン、軽油等) 暖房器具(灯油等) ボイラー(重油等) など
	他人から供給された電気の使用 他人から供給された熱の使用	発電(または発熱)の際に排出されたCO ₂ (自家発電分はここでの対象外)
	一般廃棄物の焼却 産業廃棄物の焼却	一部事務組合等への委託は対象外
メタン (CH ₄)	ボイラーにおける燃料の消費	木材、木炭の不完全燃焼による発生
	ガス機関・ガソリン機関における燃料の消費	自家発電機など、移動できない定置式のガス・ガソリン機関
	家庭用機器における燃料の消費	コンロ、湯沸器、ストーブ等の家庭用機器
	自動車の走行	走行距離から算定。走行距離が不明の場合、平均燃費と燃料使用量から計算
	生活排水の処理に伴う排出	
	浄化槽の使用に伴う排出	処理対象人員から算定
一酸化二窒素 (N ₂ O)	ボイラーにおける燃料の消費	木材、木炭を使用した場合に発生
	ディーゼル機関・ガス機関・ガソリン機関における燃料の消費	自家発電機など、移動できない定置式のディーゼル機関・ガス・ガソリン機関
	家庭用機器における燃料の消費	コンロ、湯沸器、ストーブ等の家庭用機器
	自動車の走行	走行距離から算定。走行距離が不明の場合、平均燃費と燃料使用量から計算
	麻酔剤(笑気ガス)の使用	全量が大気中に放出されると想定
	生活排水の処理に伴う排出	
	浄化槽の使用に伴う排出	処理対象人員から算定
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	自動車用エアコンディショナーの使用	自然に漏れ出すガス(該当する自動車の台数で把握)

第3章 事務・事業に係る環境負荷の現状(平成18年度基準年の状況)

1. 燃料等の使用実績

(1) エネルギーの使用状況

平成18年度の市川三郷町役場でのエネルギー使用量は、下表のとおりです。

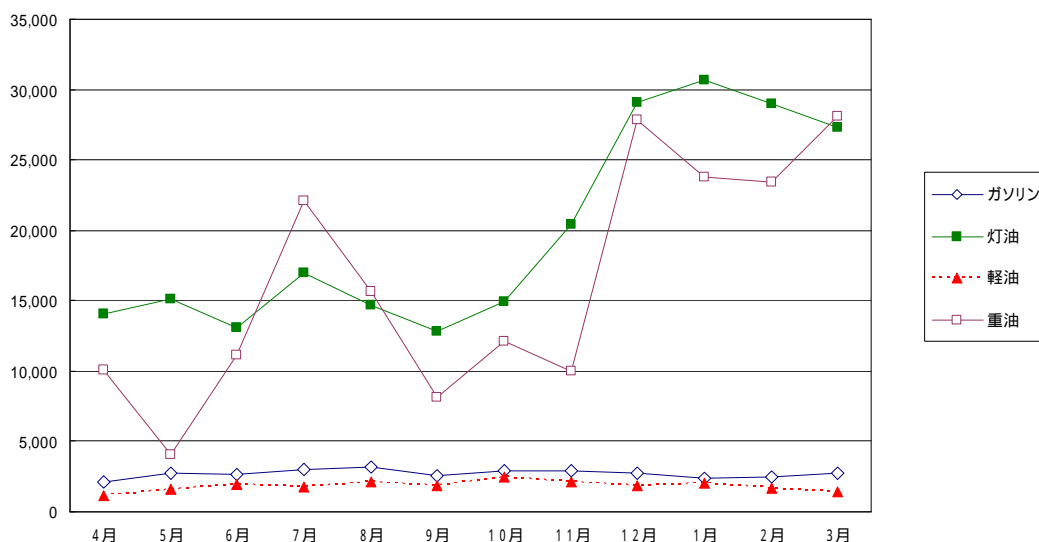
(購入または支払い時の量を調査しているため、実際の使用時期とは若干異なる可能性もありますが、) 灯油及び重油は7月及び12月～1月、電気は8月と2月がピークとなっています。

業務部門における燃料使用量では、医療・福祉・文化施設において電気の58.0%、灯油の81.6%、重油の78.8%、LPGの92.6%が使用されています。また車両部門では、ガソリンの91.3%及び軽油の66.6%が庁舎・町民会館で使用されています。

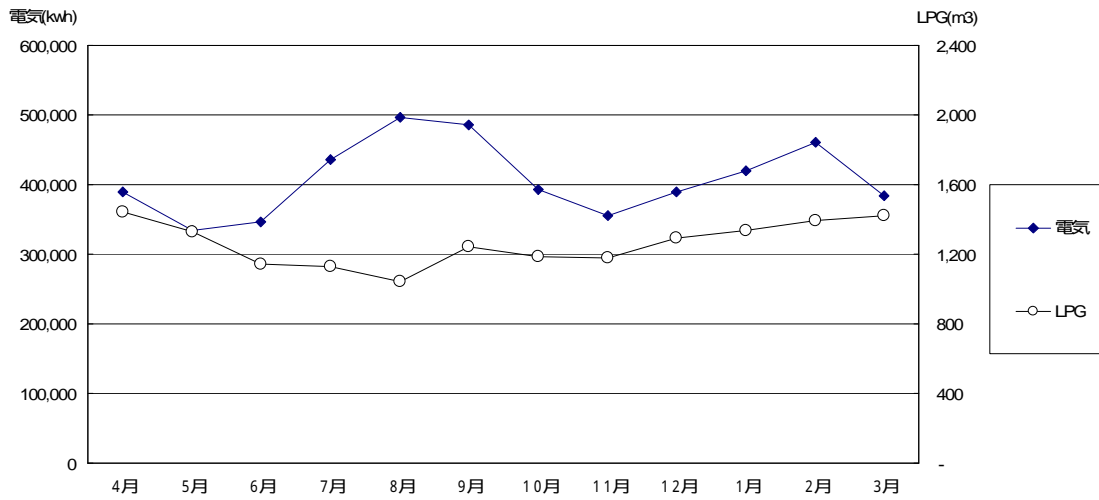
部門別、施設種類別エネルギー使用量

項目		庁舎・町民会館	小中学校・保育所	医療・福祉・文化施設	合計	
		本庁舎、三珠・六郷支所、町民会館	各小学校、各中学校、各保育所	町立病院、三珠診療所、老健施設、つむぎの湯等		
業務部門	電気	kwh	1,220,510	834,902	2,835,336	4,890,748
	灯油		8,125	35,583	194,468	238,176
	重油		41,685	0	154,900	196,585
	LPG	m ³	184	936	14,018	15,138
車両部門	ガソリン		29,641	60	2,761	32,462
	軽油		14,627	5,028	2,304	21,959

エネルギー使用量(LPG以外の燃料)



エネルギー使用量（電気，LPG）



（2）自動車の走行距離

平成18年度の市川三郷町役場における公用車の走行距離は、総計で47万5千kmです。

燃料種別ではガソリン車が合計で82.3%、軽油車（バス等を含む）が17.3%となっています。

自動車走行距離

（単位：km）

項目	庁舎・町民会館	小中学校・保育所	医療・福祉・文化施設	合計	構成比	
	本庁、三珠・六郷支所、町民会館	各小学校、各中学校、各保育所	町立病院、三珠診療所、老健施設、つむぎの湯等			
ガソリン	普通・小型乗用車	157,890	-	18,009	175,899	37.0%
	軽乗用車	64,566	-	28,048	92,614	19.5%
	小型貨物車	58,684	-	2,100	60,784	12.8%
	軽貨物車	53,591	-	8,160	61,751	13.0%
軽油	普通・小型乗用車	13,577	-	0	13,577	2.9%
	普通貨物車	950	-	0	950	0.2%
	小型貨物車	5,803	-	0	5,803	1.2%
	特殊用途車	0	-	8,189	8,189	1.7%
	バス	50,634	-	5,000	55,634	11.7%
合計	405,695	0	69,506	475,201	100.0%	
構成比	85.4%	0.0%	14.6%	100.0%		

2. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガスの総排出量

平成 18 年度における、本町のエネルギー使用や自動車走行に伴う温室効果ガスの排出量は、下表のとおりです。

各対象ガスの排出量は、二酸化炭素が 4,018,271(kg-CO₂)、メタンが 6,544(kg-CH₄)、一酸化二窒素は 375(kg-N₂O)、HFC(ハイドロフルオロカーボン)は 1(kg-HFC)でした。

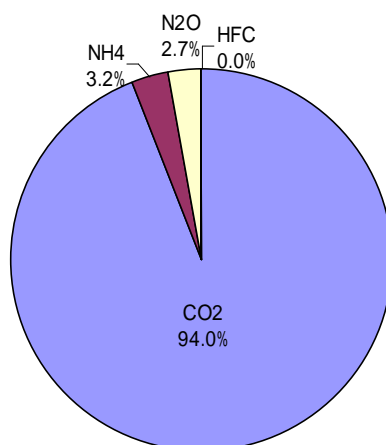
また、これらに地球温暖化係数を乗じて二酸化炭素に換算した排出量を求めると、総排出量は 4,273,133(kg-CO₂)となります。このうち、二酸化炭素が 94.0%を占めています。

温室効果ガスの排出状況

項目	排出量	地球温暖化係数	二酸化炭素換算(kg-CO ₂)	構成比
二酸化炭素	4,018,271 kg-CO ₂	1	4,018,271	94.0%
メタン	6,544 kg-CH ₄	21	137,418	3.2%
一酸化二窒素	375 kg-N ₂ O	310	116,215	2.7%
HFC	1 kg-HFC	1300	1,229	0.0%
合計	-	-	4,273,133	100.0%

各ガスの排出量は四捨五入して表記しており、それらに地球温暖化係数を乗じても表記された二酸化炭素換算量とは一致しません。

温室効果ガスの排出内訳(二酸化炭素換算)



(2) 温室効果ガスの総排出量

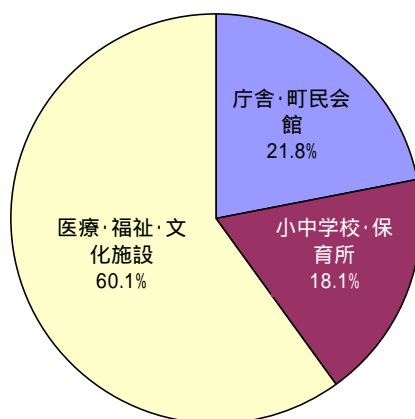
排出量を施設の種別別にみると、医療・福祉・文化施設からの排出量が60.1%で最も多くなっています。次いで、庁舎・町民会館が21.8%、小中学校・保育所が18.1%です。

施設種別別温室効果ガス別の排出状況

(単位：kg-CO₂)

項目	庁舎・町民会館	小中学校・保育所	医療・福祉・文化施設
	本庁舎、三珠・六郷支所、町民会館	各小学校、各中学校、各保育所	町立病院、三珠診療所、老健施設、つむぎの湯等
二酸化炭素	918,241	568,070	2,531,961
メタン	6,119	129,722	1,578
一酸化二窒素	6,713	76,672	32,830
HFC	1,014	0	215
合計	932,087	774,464	2,566,583
構成比	21.8%	18.1%	60.1%

施設種別別の排出割合



(3) 二酸化炭素の排出状況

全体の排出量の94.0%を占める二酸化炭素について、その排出源をみると、電気使用に伴うものが67.6%と最も多く、次いで灯油(14.8%)、重油(13.3%)などとなっています。

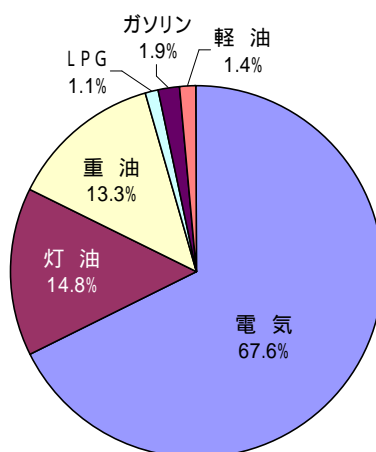
また、施設別では医療・福祉・文化施設からの排出量が63.0%と最も多く、庁舎・町民会館が22.9%、小中学校・保育所が14.1%となっています。

施設種別排出源別の二酸化炭素排出状況

(単位: kg-CO2)

項目	庁舎・町民会館	小中学校・保育所	医療・福祉・文化施設	合計	構成比	
	本庁舎、三珠・六郷支所、町民会館	各小学校、各中学校、各保育所	町立病院、三珠診療所、老健施設、つむぎの湯等			
業務部門	電気	677,383	463,371	1,573,611	2,714,365	67.6%
	灯油	20,227	88,583	484,125	592,935	14.8%
	重油	112,951	0	419,722	532,673	13.3%
	LPG	552	2,809	42,057	45,417	1.1%
車両部門	ガソリン	68,817	138	6,410	75,365	1.9%
	軽油	38,312	13,169	6,036	57,517	1.4%
合計	918,241	568,070	2,531,961	4,018,271	100.0%	
構成比	22.9%	14.1%	63.0%	100.0%		

排出源別の二酸化炭素排出割合



第4章 温室効果ガスの削減目標

1. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

温室効果ガスの排出状況調査結果等に基づき、本計画での温室効果ガス総排出量の削減目標を次のとおり定めます。

平成24年度までに、平成18年度実績比で

温室効果ガスの年間総排出量を6%削減します

なお、6%の削減は温室効果ガス（二酸化炭素換算）排出量で255トン、日本の平均的な家庭のおよそ47世帯分の排出量に相当します。

（削減目標は、平成18年度の温室効果ガス排出量調査の対象施設から排出される温室効果ガスのみを対象とし、今後新設させる施設等については含みません）

2. 削減目標の内訳

市川三郷町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の94.0%を占める二酸化炭素は、そのおよそ2/3が電気の使用に伴って排出されていることから、電気の使用量の削減を中心に、次のとおり数値目標を設定し、目標達成のための取組みを推進することとします。

削減目標（燃料使用量）

項目		平成18年度 実績値	削減 目標	目標年度 (平成24年度) 目標値	温室効果ガス 削減量	(参考) コスト 削減効果
業務 部門	電気	4,890,748kwh	-7%	4,548,396kwh	-190,006 kg -CO2	661 万円
	灯油	238,176	-5%	226,267	-29,811 kg -CO2	89 万円
	重油	196,585	-5%	186,756	-26,634 kg -CO2	71 万円
	LPG	15,138m3	-5%	14,381m3	-2,280 kg -CO2	23 万円
車両 部門	ガソリン	32,462	-5%	30,839	-3,768 kg -CO2	23 万円
	軽油	21,959	-5%	20,861	-2,876 kg -CO2	12 万円
合計					-255,375 kg -CO2	880 万円

第5章 温暖化防止に向けた取り組み

温室効果ガスの排出量削減を目的とした取り組みを進めるための項目は、次のとおりとします。

ここに掲げる取り組みは、町の事務及び事業の実施にあたっての様々な場面、行動においてあてはまり、職員のわずかな心がけで実現が可能なことから、一人ひとりの取り組みの徹底を目指します。

なお、個々の取り組みについては、各所属での業務の内容とその特殊性、施設、機器の整備状況等を勘案して推進します。

1. 電気使用量の削減に向けた取り組み

(1) 購入における配慮

a. パソコン・プリンター・コピー機等のOA機器

特殊な場合を除いて、省エネルギー型の製品（国際エネルギースタープログラムのマークのついた製品等）の優先的な導入を図ります。

自動販売機を設置する場合は、設置業者と協議し、省エネルギー型のものを導入します。

国際エネルギースタープログラム



「国際エネルギープログラム」とは、長時間スイッチを入れた状態になりがちなオフィス器機のエネルギー消費を低減させるため、消費電力の少ない機器を認定し、普及を図る制度です。

b. 照明機器・家電製品

設置場所の状況を十分検討した上で、必要最小限の機器を購入します。その際には、可能な限り省エネルギー型の製品の導入を図ります。

人感知照明の導入（トイレ・給湯室・会議室・廊下等）に努めます。

設備規模に応じて二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器・空調等の高効率機器の導入を図ります。

(2) 使用における配慮

a. 空調機器の使用

冷暖房時の室内温度は、原則として冷房時 28℃、暖房時 20℃ を目安に適切な温度管理に努めます。

冷暖房中の窓や出入口の開放禁止を徹底します。

会議室などの冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止します。

温度環境が不均一な場合には、扇風機等の併用によって空気の循環を図り、冷暖房効率を高めます。

空調機器を使用する際は、冷暖房効率を上げるために、原則としてカーテン、ブラインドを使用します。

エアコンのフィルター清掃をこまめに行います。

すだれや、アサガオなどのツル性植物で作る緑のカーテンなどを用いて直射日光を遮ることにより、冷房の使用量を低減する試みを行います。

夏季は、暑さをしのぎやすい軽装（ノー上着・ノーネクタイ等）を励行し、冷房の使用を抑制します（クールビズの実践）。

冬季は、重ね着する等、着衣を調整し暖房の使用を抑制します（ウォームビズの実践）。

b . 照明機器

昼休みは、窓口業務を除き原則として消灯します。

昼間の窓際の照明は、支障のない限り消灯をします。

トイレ、廊下、階段等の共有部分の照明は、来庁者の支障にならない範囲で消灯します。

時間外勤務などの際は、不要な照明は消灯します。

会議室、更衣室、給湯室、倉庫などの照明は、支障のない限り消灯します。

照明器具のこまめな清掃や、蛍光灯・電球の適正な時期での交換を励行します。

支障のない範囲で、照明点灯箇所の削減や蛍光灯の間引きを行います。

c . 事務機器

OA機器等を使用していない時は、節電機能を有効にしたり、可能な限り電源を落としたりすることなどにより、節電に努めます。

特にパソコンは、操作しないまま一定時間が経過するとモニターやハードディスクの電源が切れるよう省エネ設定を行います。また、昼休み等の業務以外の使用を禁止し、席を離れる際には自ら休止又はスタンバイモードにするよう徹底します。

電気ポット、冷蔵庫、テレビ等の電化製品は、可能な限り削減します。

長時間、電気製品を使用しない場合は、コンセントを抜き、待機電力を削減します。

d . その他

エレベーターの利用は極力控え、階段の利用に努めます。

ノー残業デーを設け、省エネルギーに努めます。

2. 公用車の燃料使用量の削減に向けた取り組み

(1) 購入における配慮

公用車の購入・更新の際は、低公害車・低燃費車の導入に努めます。また、できるだけ排気量の小さい車両を導入します。

公用車には、アイドリングストップ装置の装着に努めます。

(2) 使用における配慮

a. エコドライブ

経済速度（一般道 40km/h 程度、高速道路 80km/h 程度）での運転を心がけ、急発進、急加速、空ぶかしをしないなど経済的で環境にやさしい公用車利用に努めます。

荷物の積み降ろし、人待ち、待機時は、アイドリングストップを行います。
暖気運転を行わないようにします。

b. 自動車利用の低減

近距離の移動には徒歩又は自転車の利用に努めます。

利用時間、行き先等の調整が可能な場合、乗り合わせて利用します。

c. 車両整備

タイヤ空気圧調整等の定期的な点検や整備を励行します。

車内に不要な荷物を積み込んだままにせず、整理を心がけます。

3. その他の燃料使用量の削減に向けた取り組み

ポットや保温容器を併用することで、ガスコンロや湯沸かし器での沸かし直しなどの無駄を減らします。

ガスコンロの炎は適正に調節することを心がけます。

湯沸かし器の種火は、長時間使用しない時にはこまめに消し、温度も低めに抑えるように設定します。

石油ストーブ等の暖房器具を使用する時には、燃焼部分や反射板をこまめに清掃し、効率の良い置き場所を工夫します。

4. 間接的効果のある取り組み

紙や水等の生産工程でも、温室効果ガスが排出されています。これらの使用量を削減することにより、間接的な温室効果ガス排出量の抑制を図ります。

(1) 用紙類の使用に関する配慮

コピー用紙、印刷用紙などの用紙類は、可能な限り古紙配合率の高いものを購入します。

印刷物は、必要最小限の部数にとどめ、原則として再資源化が容易な非塗工紙を使用します。

トイレトーパー等の衛生紙は、原則として古紙配合率の高いものを使用します。

コピー機使用後は必ずリセットボタンを押す習慣を定着させ、ミスコピーを防ぎます。

庁内の通知や情報交換などは電子メールや庁内LANを活用し、ペーパーレス化を推進します。

(2) 文具類の使用に関する配慮

ファイルやノートなどの紙製事務用品は、再生紙が使用されている製品の購入に努めます。

エコマーク、グリーンマークなどの表示がある製品を優先的に購入します。

山梨県リサイクル製品認定制度やグリーン購入ネットワーク等の商品情報を活用し、再生製品やリサイクル可能な製品等を購入します。

(3) その他製品の購入及び廃棄等に関する取り組み

再使用又はリサイクルルートが確立されている製品の購入に努めます。

壊れにくい又は修理が容易で長期間使用可能な製品の購入に努めます。

環境保全に積極的な事業者により製造、販売されている製品を優先的に購入します。

紙ごみの分別回収をさらに徹底し、可能な限りリサイクルに回します。

コピー機、プリンターのトナーカートリッジについて、業者による回収を徹底します。

(4) 水道水の使用量の削減その他製品の購入及び廃棄等に関する取り組み

洗濯機等の水を使用する機器は、節水型の機器を購入します。

トイレへの擬音装置の導入を検討します。

感知式自動洗浄装置、個別洗浄方式等の導入・更新を検討します。

水道蛇口へ節水コマ等の節水器具の取り付けを検討します。

食器洗い・手洗いや、物を冷やす際の水の出しっぱなしをやめます。

水道を減圧調整し、水使用量の抑制に努めます。

トイレ用水の利用の適正化に努めます。
湯のみ等の洗浄に際しては、工夫を行い節水に努めます。
芝生や植木などの散水は効率的に行います。
水道使用后、確実に止水します。
洗面所の弁の調整を適正に行います。

5. 建築物の設計、維持管理等における取り組み

(1) エネルギーの有効利用

断熱効果の高い二重サッシや複層ガラス、断熱材等を使用して、建築物の断熱性能の向上を図るとともに、採光・通風の最適化を図ります。
太陽光発電・太陽熱等の自然エネルギーの導入を検討します。
空調設備の導入にあたっては、省エネ型・高効率型の機種を選択します。

(2) 周辺環境への配慮

敷地内や屋上緑化などの緑化を推進します。
施設の排水、排ガス処理施設は、環境に配慮した機器、システムの導入に努めます。

(3) 水の使用量の低減

建築物の規模・用途に応じ、雨水利用設備の導入を含め検討します。
給水装置の末端に、感知式の洗浄弁や自動水栓など、節水に有効な器具の設置を検討します。

(4) 資源の有効利用と廃棄物の減量

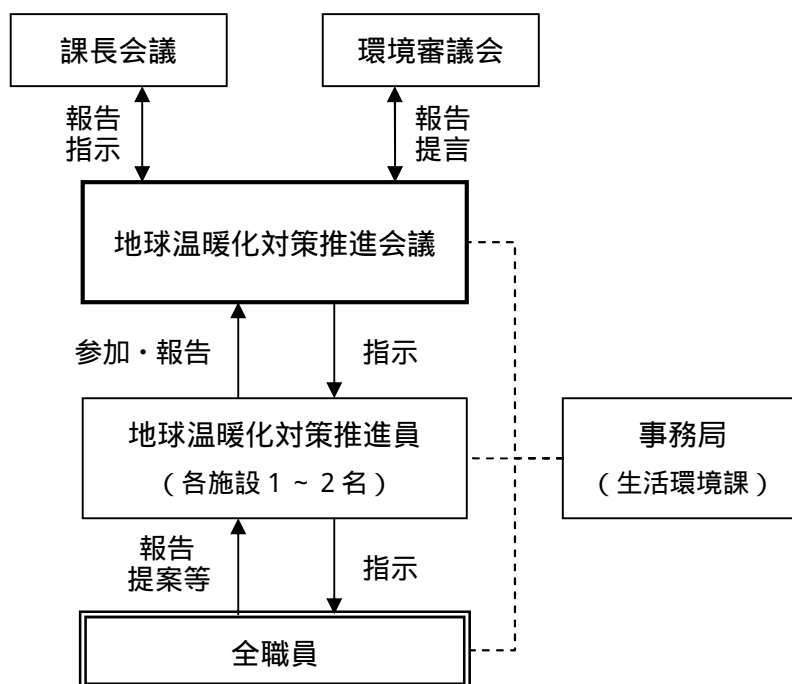
建築資材の選定には、耐久性と再利用を考慮します。
建設工事等での間伐材等の使用など、未利用資源の活用に努めます。
建築副産物の排出量の抑制と、リサイクルの推進を図ります。
事業の発注に際しては、事業者に環境負荷の低減を要請します。

第6章 実行計画の推進と点検

1. 推進体制

本計画に掲げた温室効果ガスの削減目標を達成するため、「市川三郷町地球温暖化対策推進会議」(以下、「推進会議」といいます。)を設置するとともに、施設ごとに推進員を選任し、本計画の推進を図ります。

計画の推進体制



(1) 地球温暖化対策推進会議

推進会議は、町の地球温暖化対策を総合的に行うとともに、計画目標の達成状況等の評価・検討を実施します。さらに評価結果を踏まえ、各施設に対して、必要な取組の指示を行い、必要に応じて計画の見直しを検討します。

(2) 推進員

各施設における地球温暖化対策の実行責任者として、各施設で1~2名を推進員に選任します。推進員は、第5章に定められた取り組み内容について、職場での実践活動を推進します。

また、取組状況について定期的に事務局に報告するとともに、日常的に職員から意見や提案等を聞き取り、推進会議で報告します。

(3) 事務局

本計画の推進のための事務局は、生活環境課環境衛生係に置きます。事務局は、推進会議の進行や、本計画の進行管理を行うとともに、地球温暖化対策に対する新たな知見などについて定期的に職員に伝えるなど、市川三郷町役場の地球温暖化対策を効果的・効率的に推進します。

2. 職員に対する研修等

温室効果ガスの排出量削減に向けた全庁的な取り組みを推進するため、職員研修等の機会を通じて本計画の内容や取り組み方策等について各職員の理解促進を図るとともに、課長会議や課内会議等の定期的な会議や庁内ネットワークを通じて、各職員の意識向上に向けた情報提供を随時行います。

3. 実施状況の点検と公表

事務局は、毎年1回温室効果ガスの排出量調査を実施し、本計画の進捗状況や点検内容について、広報やインターネットを通じて住民に公表します。

(参考資料)

温室効果ガス排出量調査 対象施設

分類	施設名
庁舎・町民会館等	本庁舎
	大同出張所
	三珠支所
	三珠総合福祉センター
	六郷支所
	六郷町民会館
	市川大門町民会館
小中学校・保育所	上野小学校
	大塚小学校
	市川小学校
	市川東小学校
	市川南小学校
	六郷小学校
	三珠中学校
	市川中学校
	市川南中学校
	六郷中学校
	各町立保育所(三珠・大塚・市川・富士見・市川南・山保)
医療・福祉・文化施設	国民健康保険診療所
	市川三郷町立病院
	介護老人保健施設
	三珠健康管理センター
	六郷ふれあいセンター
	歌舞伎文化公園
	六郷の里つむぎの湯

市川三郷町地球温暖化対策実行計画

発行/ 平成20(2008)年3月

発行者/ 市川三郷町 生活環境課

〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町

市川大門 1790-3

TEL : 055-272-6092 FAX : 055-272-5601